

令和5年度 事業計画書

(P.1~24)

社会福祉法人 いわき市社会福祉協議会

令和5年度 事業方針

社会福祉協議会（以下、社協）は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、「住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現」を目指すこととされてきました。国においては、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法改正が図られ、地域における包括的な支援体制の整備等が進められてきたなかで、社協が地域共生社会の実現に向け包括的支援体制の中核を担う組織として、その役割、機能を発揮することを求めています。これを受け全国社会福祉協議会では、「社協・生活支援活動強化方針」（以下「強化方針」）において、地域における深刻な生活課題や社会的孤立といった地域福祉の課題に応える社協の事業・活動の方向性と具体的な事業展開を提示し、着実な推進を図ることとしています。

令和4年度、本会では、住民支え合い事業、住民支え合い活動づくり事業等の充実強化はもとより、重層的支援体制整備事業における多機関協働事業を市から受託し、包括的な支援体制を構築できるよう支援に努めるとともに、長期化している新型コロナウイルスの影響に伴い、失業・休業等による経済的な困窮者の増加や社会環境の変化等により、家族、親子関係、子育てに関する事など、市民の相談を真摯に受け止め関係機関と連携しながら対応するとともに、市から受託した生活・就労支援センターの運営をはじめ、生活福祉資金特例貸付事業、生活困窮者生活サポート事業等の実施により、経済的な不安を抱えた方々の下支えに取り組んでまいりました。

令和5年度も引き続き住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって、市民が抱えるあらゆる深刻な生活課題や社会的孤立などの地域の福祉課題に向き合い・受け止め、関係機関等と連携を図り課題解決につなげ、いわき市地域福祉計画及び本会の第4次地域福祉活動計画の基本理念である「住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき」の実現に向け、「強化方針の柱」に示す次の項目を重点項目に定め当該項目に則した事業展開を図ることとします。

【重点項目】

1 あらゆる生活課題への対応

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。特に経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、地域住民に寄り添いながら解決や予防に向けて取り組みます。

(1) 具体的な取り組み

- ア 地域における多様な生活課題に対応する社会資源の把握及び連携の場づくり
- イ 経済的困窮者等への緊急的なサービスの実施

(2) 主な実施事業

- ア 住民支え合い事業
- イ 住民支え合い活動づくり事業（市受託事業）
- ウ ボランティア活動センター・災害ボランティアセンターの運営
- エ 重層的支援体制整備事業における多機関協働事業（市受託事業）
- オ 生活困窮者自立相談支援事業 生活・就労支援センターの運営（市受託事業）
- カ 生活困窮者生活サポート事業（改編）
- キ 就労体験事業（新規）
- ク 福祉総合相談センター事業
- ケ いわき市社会福祉法人連絡会議
- コ 生活支援相談員等配置事業（改編）（県社協受託事業）
- サ 支え合い福祉マップ作成事業（新規）
- シ 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業
- ス 生活資金貸付事業
- セ 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）
- ソ 産前・産後ヘルパー派遣事業（市受託事業）
- タ （仮称）ヤングケアラー等訪問支援事業（新規）（市受託事業）

2 地域のつながりの再構築

民生委員・児童委員及び社会福祉施設（法人）との連携のもと日常生活圏域（行政区・自治会、小学校区等）を単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア活動センターの取り組みと一体となって、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体と協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、ひとりも取り残さない地域づくりを進めます。

(1) 具体的な取り組み

- ア 住民福祉活動の基盤としての第2層協議体の運営及び第3層協議体の支援
- イ 福祉教育などの取り組みと連動した地域福祉活動を行う人材の養成

(2) 主な実施事業

- ア 住民支え合い事業
- イ 住民支え合い活動づくり事業（市受託事業）
- ウ つどいの場創出支援事業（市受託事業）
- エ 支え合い福祉マップ作成事業（新規）

オ ボランティア育成研修会・連絡会

カ サマーショートボランティアスクール・青少年福祉体験学習事業

3 相談・支援体制の強化とアウトリーチの徹底

日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付事業、ボランティア活動、被災者支援事業、総合相談事業など幅広く地域住民の多様な生活課題を受け止め、行政や関係機関と連携を図りながら解決に努めます。また、アウトリーチを徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりと組織内横断の相談支援体制づくりに取り組みます。

(1) 具体的な取り組み

- ア 生活困窮者自立相談支援事業や日常生活自立支援事業、被災者支援事業などを通じた深刻な生活課題を抱える方への支援の強化
- イ 組織内横断のケース検討会の実施
- ウ 成年後見（法人後見）事業の実施

(2) 主な実施事業

- ア 重層的支援体制整備事業における多機関協働事業（市受託事業）
- イ 生活困窮者自立相談支援事業 生活・就労支援センターの運営（市受託事業）
- ウ 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）（県社協受託事業）
- エ 成年後見（法人後見）事業
- オ 生活困窮者生活サポート事業（改編）
- カ 就労体験事業（新規）
- キ 福祉総合相談センター事業
- ク 生活支援相談員等配置事業（改編）（県社協受託事業）
- ケ 生活資金貸付事業
- コ 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

4 行政とのパートナーシップ

地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政と連携強化を図ります。また、第4次地域福祉活動計画の点検・評価を基に市の地域福祉計画と一体的な取り組みをすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

(1) 具体的な取り組み

- ア 担当部門を越えた行政との連携強化
- イ 行政と協働した地域福祉推進に向けた計画の点検・評価
- ウ 権利擁護等に関する行政との取り組み強化

【令和5年度新規事業】

1 支え合い福祉マップ作成事業の実施について

本会では、平成28年4月から「いわき市避難行動要支援者マップ作成事業」を受託し、これまで市内115地区でマップを作成し、地域住民が支え合い、支援していく仕組みの構築・強化に努めてきた。

今般、市の事業改編に伴い令和4年度をもって事業終了の意向があったことから、本会として新たに「支え合い福祉マップ作成事業」として事業を構築し、これまで作成してきた「避難行動要支援者マップ」を基本に地域の様々な情報を加え、住民支え合い活動やつどいの場創出支援事業等の推進につなげるとともに、災害危険エリアの表示を加えることで、災害時においても有効に活用できるマップ作成を全地区で実施する。

(1) 支え合い福祉マップの実施イメージ

次のような必要な情報を可視化し、福祉関係者や担い手となる地域住民等で情報共有を図る。

- ・ 避難行動要支援者（支え合いが必要と思われる対象者）
- ・ 人的資源（民生委員・児童委員、行政嘱託員（区長）、支え合いサポーター等）
- ・ 物的資源（集会所、店舗、福祉施設等）
- ・ つどいの場
- ・ 避難場所

(2) 予算額 1,033千円

2 「年末年始 地域ささえあい助成事業」の実施について

これまで、歳末たすけあい運動に寄せられる募金を財源に、歳末時期に生活困窮者を対象とした見舞金給付事業をはじめ小規模障がい児（者）通所施設等の利用者への給食費として、当事者へ直接配分してきました。しかしながら、本会と同様に生活困窮者等を地域で支援する団体等への支援が不十分な現状にある。

さらには、市が令和4年度に実施した地域の生活困窮者支援に取り組む NPO 法人や社会福祉法人等の民間団体を対象とした「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用した補助事業」から見えてきた各団体の事業構築をするため、本会として、歳末たすけあい運動に寄せられる募金を財源に、いわき市内で福祉活動を行う団体を支援し、地域福祉課題の解決や住民参加による助け合いを促す事業に助成することで、福祉活動の活性化を図ることを目的に本事業を実施する。

(1) 助成時期

令和5年12月1日から令和6年1月31日までに実施する事業

(2) 重点助成事業等

- ・生活困窮家庭などの生活を支援する取組み
フードバンク、フードパントリー、弁当配布、子ども食堂、学習支援など
- ・ひきこもり支援、不登校の方のための居場所づくりの取組み
- ・登下校の見守り、付き添いなど、送迎支援の取組み
- ・男性高齢者の地域参加を進める取組み
- ・要援護者等の見守りを行う取組み
高齢者等の見守り・声掛け訪問など

(3) 助成金額（総額 400 万円）

1 団体あたり 1 事業とし、20 万円以内（千円未満切り捨て）
ただし、NPO 法人については、申請事業費の 80% を上限

(4) 審査及び決定等

助成内容等の詳細については、要綱等を作成し関係団体等へ周知する予定

(5) 予算額 4,018 千円

3 就労体験事業の実施について

本会では、生活困窮者自立支援制度に基づき、市から生活・就労支援センター運営事業を受託し、暮らし・住まい・健康・仕事・家族のことなど、多様な課題を抱えた方々からの相談に応じ、相談者と一緒に課題を整理し、関係機関と協働・連携しながら問題解決に向けた支援を行っている。

相談を受ける中で、引きこもりの子を持つ親から「子どもの将来について」の相談や仕事をしたいが、「作業内容や事業所の雰囲気合わない」、「働くことに自信が持てない」などの理由から、就労支援や就労準備支援と言った各種制度に繋がらない相談が増えつつある。

これを受け、就労意欲の向上と社会参加の促進が図られるよう就労体験等の機会を提供し、将来的に就労準備支援事業の利用や一般就労へのきっかけづくりとなることを目的に本会独自事業として実施する。

(1) 対象者

生活・就労支援センター等で相談支援を受けた次に該当する者

- ア 市内に居住する生活困窮者
- イ 市内に居住し、本事業の参加を希望する者
- ウ その他、本事業の利用が適当と思われる者

(2) 実施内容

月2回程度を想定し、平日の2時間程度で、次の作業を行い、1時間500円を作業終了後に現金で支給する。

- ア フードバンク食糧品仕分け
- イ 事務補助（広報紙の仕分け作業等）
- ウ その他、本事業に適当と認める作業

(3) 予算額 137千円

内訳：支給金：120,000円（1時間500円×2時間×5名×年24回）

事務費：17,000円（ボランティア行事用保険料他）

4 (仮称) ヤングケアラー等訪問支援事業の実施について

現在、国や県では、一般的に本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童である「ヤングケアラー」の支援体制を強化しており、いわき市においても昨年7月から相談支援体制を整備し、事業所等へ相談先の周知を行ってきた。

今般、いわき市では、令和5年6月を目途に、ヤングケアラー世帯に対し、訪問支援員を派遣することで、家事や育児等の負担軽減や解消を図ることを目的とした「(仮称) ヤングケアラー等訪問支援事業」の実施を予定しており、同事業の委託の要請があったことから、事業を受託し、実施するもの。

(1) 対象者

市内に居住し、本事業による支援が必要と地区保健福祉センター長が認めた児童（18歳到達後の最初の3月31日まで）がいる世帯。

(2) 実施内容（案）

ア 家事援助

- ①食事の準備及び片付け
- ②衣類の洗濯、補修
- ③居室等の清掃、整理整頓
- ④生活必需品の買い物
- ⑤その他必要な家事援助

イ 育児援助

- ①家庭の児童の世話
- ②適切な育児環境の整備
- ③その他必要な育児援助

ウ その他の援助 その他児童の負担を軽減することに繋がる援助

(3) 利用要件

1世帯あたりの利用は月4回、1回2時間を上限
利用料 無料

(4) 予算額 4,337千円（市受託金）

内訳：訪問支援員派遣：3,772,800円（税込）
（1時間@3,000円×960時間+交通費1件@1,860円×480回）
事務管理費：564,000円（税込）

【令和5年度改編事業】

1 生活困窮者生活サポート事業について

生活困窮者やその世帯が抱える多様な課題に対して、令和4年4月から「たすけあい子育てフードバンク事業」を改編し、「生活困窮者生活サポート事業」として、関係機関との情報共有・連携を図りながら、生活再建及び自立に向けた支援を行ってきた。

その一方で、就労意欲はあるものの所持金等がなく、面接用のスーツ等が準備できず、就職活動に支障をきたしている生活困窮者も見られる現状から、本事業へ新たに「就職活動準備支援事業」を追加し、就職面接時及び就労後に不利益を被ることがなく、就労定着に向けた支援を行うことを目的に実施する。

また、本事業の実施に係る物品等は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標12「つくる責任、つかう責任」の観点から、リサイクル・リユースの視点を持ち、関係企業・団体等から優先的に確保することとしたい。

(1) 事業内容

ア たすけあいフードバンク事業

イ 一時的食糧等支援事業

ウ 乳幼児のいる世帯支援事業

エ DV被害者支援事業

オ 就職活動準備支援事業（新規）

【貸与及び給付品等】

貸与品：リクルートスーツ一式・靴（革靴・作業靴）・カバン

給付品：リクルートシャツ等

その他：散髪代

(2) 予算額 983 千円

内訳：ア たすけあいフードバンク事業：61,500 円

イ 一時的食糧等支援事業：393,600 円

ウ 乳幼児のいる世帯支援事業：61,500 円

エ DV被害者支援事業：243,000 円

オ 就職活動準備支援事業費：200,000 円

内訳：スーツ及びシャツ他 59,000 円、靴及び安全靴 46,000 円

作業着 50,000 円、散髪代 15,000 円、

クリーニング代 30,000 円

事務費：23,000 円

2 生活支援相談員等配置事業について

福島県社協では、令和4年4月から「地域共生社会における個別支援を基盤とする地域支援の展開」を図るため「避難者地域支援コーディネーター」を新たに配置したことに伴い、本会では、生活支援相談員と併せて配置し、避難元社協と協働連携により復興公営住宅（17団地）と立地地域との関係づくりの取組みを行ってきた。

その一方で、福島県社協が示す「地域支援」と「見守り強化」に向けた取組みを進めるなかで、避難者地域支援コーディネーター間の定期的な情報交換会や本会地区協議会職員との連絡会議を行ってきたが、地域支援に向けた復興公営住宅の支援方針や見守り支援体制の構築等において、具体的な取組みが明確になっていない現状がある。

このような状況を踏まえ、福島県社協と本会及び避難元5社協（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、楡葉町）において協議を行った結果、令和5年4月から本会を拠点に「避難者地域支援コーディネーター」活動の一元化を図り事業を展開する。

(1) 協定による避難元5社協との連携

協定書による（調整中）

(2) 地域支援及び見守り強化等に向けた具体的な取組み

ア 復興公営住宅団地（全17団地）の支援方針の作成

- ・地域カルテを活用した現状と課題分析

イ 見守り支援体制の構築に向けて

- ・自治会役員及び高齢者を対象とした意識調査
- ・調査結果の集計・分析から現状を把握
- ・避難先と避難元の民生委員・児童委員の情報交換会の開催

ウ 集会所等を活用した定期的な居場所づくり

※最終目標として、自主運営や「つどいの場創出支援事業」につなげる

エ 地区協議会との連携協働

- ・定期的な情報交換会による相互理解

オ 避難元生活支援相談員との連携協働

- ・定期訪問をとおした生活課題を抱える入居者の情報共有

(2) 予算額 8,858千円（県社協受託金）

【各地区協議会の新規・改編事業】

地区名	事業名	事業内容（抜粋）	新規
平	地域づくり研修会	地域における住民支え合い活動への発展を促すことを目的につどいの場代表者や地域で自主的活動を行っている団体の代表者を対象に地域課題や解決策などについて、研修会を兼ねた意見交換会を実施する。	○
小名浜	介護教室	介護に関する知識や技術の向上と福祉についての理解を深めることを目的に地区全体と地域住民の身近な圏域となる行政区を対象に実施してきたが、事業を改編し、行政区のみを対象に実施する。	
	小名浜地区ボランティア研修会	地区ボランティア連絡会の組織化に向けて事業を実施してきたが、事業を改編し地区を拠点に活動するボランティア団体等を対象に研修会を実施する。	
常 磐	介護予防事業	湯本駅前広場の「あとち」集会所を活用し介護予防事業を一定期間開催し、地域住民による自主的な「つどいの場」等への展開に向けて実施する。	○
	交流スポーツ大会	高齢者スポーツ大会事業を改編し、地区内の高齢者と子どもがニュースポーツをとおして健康増進と交流を深めることを目的に地区老連と常磐児童後援会の協力により実施する。	
内 郷	ボランティア養成講座	地域内のボランティア活動の人材確保・普及拡大を図ることを目的に実施する。	○
遠 野	地域支え合い研修会	住民支え合い活動の充実を図るための情報共有と生活に不安を抱える方々を見守り、支援する体制を構築するための研修会を実施する。	○

地区名	事業名	事業内容（抜粋）	新規
好 間	介護講座	介護の知識や技術を学び、介護に対する不安を解消するために実施する。	○
	地区団体ネットワークづくり交流会	住民支え合い事業の第2層・第3層サポーターのほか、高齢者・障がい者施設、まちづくり団体、そのほか好間地区で活動する団体のメンバー等が交流し、ネットワーク構築に向けた取り組みを実施する。	○
	支え合いのまちづくり交流会	地域ふれあいの集いを改編し、住民支え合い事業（第3層協議体）へのきっかけづくりと地域の課題解決に向けた取り組みを実施する。	
	介護予防教室	地域の集会所等で実施してきたが、地区全体に参加者の拡大を図り、介護予防に関する様々なプログラムを紹介し、地域での介護予防活動を推進するために実施する。	
三 和	ふれあい配食サービス事業	歳末時期に見舞金の対象となる生活困窮世帯に対し、見舞金の配布と併せて、三和町ふれあい市場の弁当を配布する。	○
田 人	育む「まなびの里田人」事業	青少年地域交流事業を改編し、地域・学校と連携し、田人小・中学校の児童、生徒と高齢者等との世代間交流・地域学習・地域活性化・食育事業等を実施する。	
久之浜 大 久	介護講座	地域の社会資源である翠祥園を訪問し実施してきたが、コロナ感染拡大防止の観点から外部からの受入れが困難な状況を踏まえ、事業を改編し地域の公民館等で実施する。	

令和5年度事業計画

基本理念「住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき」

基本目標 1 共に生きる社会をつくるために

地域社会経済の変容等を背景として、福祉ニーズが多様化・複雑化しています。

地域共生社会を実現するために、高齢者、障がい者、子どもなど世代や背景の異なるすべての住民が繋がりを育み、さまざまなバリア・障壁などの解消・軽減に努め、共に理解し支え合う社会を創るための取組みを推進します。

基本計画 1-1 本人の意思の尊重

(1) 意思の尊重（自己決定権の尊重）

自己決定権の尊重を本会における福祉活動の基本とし、すべての相談援助者及びサービス担当者は、本人の意思を尊重し、その実現に向け支援します。

本人は、どこでどのように暮らすことを望んでいるか、最も安らぐ環境とはどういうものか、将来を見据えた時に今取り組むべきことは何かなど、本人の現在とこれからについて、本人の声に耳を傾け、本人の立場で考え、可能な限りその実現の支援に努めます。

(2) 意欲の尊重

自己決定権の尊重と同様、意欲の尊重を本会における福祉活動の基本とし、支援に際しては、本人のできることにしたいことを見極め、最大限尊重する必要があります。

本人の嗜好や生活のペース、ADL（日常生活動作：食事・更衣・移動・排泄・整容・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的行動）などを把握しながら支援します。

基本計画 1-2 子ども・子育て支援の充実

(1) 安心して子どもを産み育てる環境整備

育児負担の軽減と親子の孤立防止を目的に、子育てに関する相談や情報提供を行う場として、子育てサロンなどの居場所づくりを進め、安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備に取り組みます。

また、支援が必要な子どもや家庭に対し、きめ細やかな相談対応や継続的な支援を行うとともに、関係機関と連携・協働しながら、児童虐待の防止や子どもの貧困対策などに取り組み、地域全体で子どもを守り、育てる環境づくりに努めます。

<主な事業>

- 子育てサロン事業
- 地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば）
- いわき市屋内遊び場管理運営事業（いわきっずもりもり）
- 生活困窮者生活サポート事業（改編）
- 産前・産後ヘルパー派遣事業
- （仮称）ヤングケアラー等訪問支援事業（新規）

基本計画 1 - 3 高齢者福祉の充実

(1) 健康づくり・介護予防の推進

地域における健康づくり・介護予防の推進には、共助・公助（フォーマルサービス）に加え、自助・互助といった住民主体の取り組み（インフォーマルサービス）の拡大・定着させることが重要であり、中長期的な視点を持ちながら、住民支え合い活動などの取り組みを推進し、健康増進に努めます。

(2) 介護人材の確保・育成等

今後、認知症高齢者、高齢者のみ世帯等の増加が見込まれ、令和 7 年には、全国で約 38 万人の介護人材が不足するとの見通しから、介護ニーズの高度化・多様化に対応することができる介護人材の確保及び介護サービスの質の向上が図られるよう、積極的に介護実習生等の受け入れを行うほか、市民向けに介護技術等の習得を目的とした講座を開催し、介護人材の確保及び育成を図ります。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- つどいの場創出支援事業
- いわき・ふれあい・ふくし塾事業
- 各種事業の開催（介護予防教室・介護技術講座等）
介護教室（小名浜）（改編）・介護予防事業（常磐）（新規）・介護講座（好間）（新規）
介護予防教室（好間）（改編）・介護講座（久之浜大久）（改編）
- 青少年福祉体験学習事業
- サマーショートボランティアスクール事業
- 福祉人材センター協力指定事業
- 介護保険（在宅サービス）事業

基本計画 1 - 4 障がい者福祉の充実

(1) 障がい者に対する理解・合理的配慮の推進

地域、職場、学校等において障がい者への理解を深め、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について、市民への意識啓発を行い、福祉のまちづくりを推進します。

(2) 障がい福祉サービス等の充実

地域において障がいや疾病等を抱える方が安心して暮らすために、必要とする福祉サービスを安心して利用できるよう、関係機関と連携・協働しながら、各種サービスの内容を充実させるとともに、安定的にサービスを提供できるよう支援します。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- いわき・ふれあい・ふくし塾事業
- 青少年福祉体験学習事業
- サマーショートボランティアスクール事業

- 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）
- 成年後見（法人後見）事業
- 車椅子同乗移送用自動車貸出事業・車椅子貸出事業
- 介護保険（在宅サービス）事業
- 障がい福祉サービス事業
- 身体障がい者訪問入浴サービス事業
- 当事者団体活動助成事業（市盲人福祉協会・市腎臓病患者友の会）

基本計画 1-5 生活困窮者対策の充実（所得、就労、住居など）

（1）生活困窮者（世帯）自立支援（総合相談）の推進

生活困窮者が抱える課題を解決するため、「いわき市生活・就労支援センター（市受託）」を設置し、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、経済的自立のみならず、日常生活自立や社会生活自立など、本人の状態に応じた自立を支援する取り組みを進めます。

また、経済的支援が必要な世帯（低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯、失業者世帯）への支援として、生活資金貸付事業や生活福祉資金貸付事業を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。

（2）制度の狭間にある方への支援

ひきこもり、認知症高齢者の徘徊、セルフネグレクト（いわゆる「ゴミ屋敷問題」等）など、既存の制度では対応が難しい「制度の狭間」にある方の支援が課題となっており、問題を抱える方や家族が早期の相談支援につながるよう、関係機関と連携・協働し、地区保健福祉センターや地域包括支援センター、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員等と、地域ぐるみで見守り、支援する体制の整備を進めます。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- 福祉総合相談センター事業
- 生活困窮者生活サポート事業（改編）
- 就労体験事業（新規）
- 児童養護施設歳末支援事業
- 七五三お祝い支援事業
- クリスマス支援事業
- 親子ふれあいバスハイク事業
- 生活・就労支援センター運営事業（生活困窮者自立支援事業）
- 重層的支援体制整備事業における多機関協働事業
- 生活資金貸付事業・生活福祉資金貸付事業
- 法外援護事業
- 調査研究事業

基本計画1-6 社会的孤立対策の充実（自殺、ひきこもり、犯罪者の社会復帰など）

（1）誰もが気軽に立ち寄ることができる居場所づくり

人口減少、少子高齢化、単身世帯やひとり親世帯の増加等により、日常の困りごとや不安などを気軽に打ち明けられる機会が少なくなっております。

地域の誰もが気軽に参加でき、交流や結びつきを深めることのできる子育てサロンやつどいの場などの実施を通して、各種情報の提供や声かけにより、社会とのつながりが出来るよう支援する取り組みを進めます。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- つどいの場創出支援事業
- 就労体験事業（新規）
- 子育てサロン事業
- 生活支援相談員等配置事業（改編）
- 地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば）
- いわき市屋内遊び場管理運営事業（いわきっずもりもり）

基本計画1-7 多文化との共生

（1）多文化との共生

国籍や民族など異なる文化を持つ人々が抱える問題として、住宅への入居拒否、低賃金・長時間労働・社会保険未加入など労働環境の問題、子どもの不登校、不就学問題、言葉による孤立などがあります。

言葉や文化の壁を超えて共に理解し、尊重し合いながら生活を送れるよう、多様な関係者との連携を図り、地域内における住民同士の繋がりの中で、不安や悩みを解消できるよう支援に努めます。

また、国籍、年齢、性別、障がいの有無等関係なく、全ての人が安心して快適に生活することができるよう、ユニバーサルデザインの推進を担う人づくりに努めます。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- いわぎ・ふれあい・ふくし塾事業
- 青少年福祉体験学習事業
- サマーショートボランティアスクール事業

基本目標 2 支え合い、誰もが安心できる地域をつくるために

単身世帯の増加や高齢化の進行により、地域社会のつながりが減少しつつあることが、災害や犯罪への対策、移動手段や住まいの確保などに影響を及ぼしています。

支え合い、誰もが安心できる地域をつくるために地域福祉活動を推進する担い手の育成、活動しやすい体制づくりを進めます。また、市民や行政、事業所等が連携を図り、地域での生活基盤の安全・安心の確保に努めます。

基本計画 2-1 福祉意識の醸成

(1) 住民意識啓発の推進

障がいの有無、性別・年齢・国籍等に関わらず、お互いに理解し尊重し合い、地域の一員であることを地域全体で認識できるよう、人権意識や男女共同参画意識に関する意識啓発を行い、ボランティア活動や地域福祉活動への参加を呼びかけ、地域で暮らす誰もが活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

(2) 福祉教育の推進

市内の各学校等において、児童・生徒を対象に、青少年福祉体験学習等を実施し、一人ひとりが自分自身を見つめ、理解したうえで、他者への思いやりを持てるよう福祉の意識を育むための取り組みを進めます。

また、幅広い年代を対象に、福祉をテーマとした講座等を開催し、福祉問題や生活課題への関心を高めるとともに、それらの解決に向けて、自らがボランティア活動や地域福祉活動の実践者となるよう働きかけを行います。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- いわき・ふれあい・ふくし塾事業
- 各種事業の開催（ボランティア活動育成・世代間交流等）
交流スポーツ大会（常磐）（新規）・支え合いのまちづくり交流会（好間）（新規）
- 青少年福祉体験学習事業
育む「まなびの里 田人」（田人）（新規）
- サマーショートボランティアスクール事業
- いわき市総合社会福祉大会の開催
- 各種大会への参加
- 広報紙発行事業

基本計画 2-2 地域福祉の担い手づくり

(1) 地域福祉の担い手づくり

制度や分野の枠、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会が繋がっていく中で、地域福祉活動に関わる新たな人材の発掘・育成に取り組むことにより、地域で暮らす人々への関心を高め、お互いを思いやり、助け合いながら暮らしていくことができる地域づくりを進めます。

(2) 地域福祉活動への参加を促進する環境づくり

住民支え合い活動やボランティア活動に関する情報を広報紙やホームページ等を活用して発信し、地域福祉活動への参加意欲を高めます。

地区協議会を基盤として、住民と共に多様化する福祉ニーズや地域課題への解決に取り組みながら、自らの地域は自らが支えていく意識の啓発を図ります。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- つどいの場創出支援事業
- 各種事業の開催（ボランティア活動育成・住民支え合い活動連絡会等）
 - 地域づくり研修会（平）（新規）・ボランティア養成講座（内郷）（新規）
 - 地域支え合い研修会（遠野）（新規）・地区団体ネットワークづくり交流会（好間）（新規）
- 青少年福祉体験学習事業
- サマーショートボランティアスクール事業
- 広報紙発行事業

基本計画 2-3 福祉ボランティア活動などの推進

（1）ボランティア活動の育成と支援

若い時代からボランティア活動への興味関心を育むため、定期的に学校や職場、地域等に向けてボランティア活動の情報発信に努めます。

また、積極的にボランティア相談の受け付けを行い、ボランティア活動に参加するきっかけづくりを進めます。

災害時には災害ボランティアセンターを運営し、速やかに被災者や被災地域の支援ニーズを把握するとともに、市内外からのボランティア受け入れと活動調整を行います。

（2）地域活動団体への支援

老人会や婦人会、住民支え合い活動実践団体（第3層協議体）等、地域コミュニティの活性化に取り組む団体を支援し、地域や社会との繋がりの中で、住民同士が支え合い安心して暮らすことができる地域づくり活動を支援します。

（3）活動資金の確保

ボランティア団体、NPO法人等の活動を支援するため、いわき市ボランティア基金や共同募金会が実施する赤い羽根共同募金、その他民間助成金等の案内や情報提供等を行い、活用を促します。

また、各団体の会員等の資質向上を図るための研修会や大会等への参加促進を図るため、福祉活動支援バスの借上げ助成を行います。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- 各種事業の開催（ボランティア活動育成・ボランティア連絡会等）
 - 小名浜地区ボランティア研修会（小名浜）（改編）
- 青少年福祉体験学習事業
- サマーショートボランティアスクール事業
- 福祉活動支援バス借り上げ助成事業
- 広報紙発行事業
- ボランティア活動センター運営事業
- 災害ボランティアセンターの常設運営
- 災害見舞金配分事業
- ボランティア基金運営事業（いわき市ボランティア活動助成事業）
- 年末年始 地域ささえあい助成事業（新規）

- 赤い羽根共同募金運動の推進
- 歳末たすけあい運動の推進

基本計画 2 - 4 見守り支援体制の整備

(1) 見守り支援体制の充実

多様な要因による社会的孤立を防止するため、要支援者や子育て世帯、災害による被災者等、見守りと支援が必要な方々を早期に発見し、民生委員・児童委員、主任児童委員や地域包括支援センター等、関係機関との連携・協働により、早期の相談支援へつながるよう体制整備を図ります。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- つどいの場創出支援事業
- 各種事業の開催（高齢者友愛訪問・夕食宅配サービス等）
ふれあい配食サービス事業（三和）
- 子育てサロン事業
- 生活困窮者生活サポート事業（改編）
- 地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば）
- いわき市屋内遊び場管理運営事業（いわきっずもりもり）
- 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業
- 支え合い福祉マップ作成事業（新規）
- 生活支援相談員等配置事業（改編）
- 行政嘱託員（区長）連合協議会・民生児童委員協議会との合同連絡会

基本計画 2 - 5 虐待防止体制の充実

(1) 虐待未然防止、早期発見

育児・介護従事者が抱える負担を軽減できるよう、子育てサロンや家族介護教室等を実施し、地域の経験者や同様の悩みを持つ方たちと情報共有できる場づくりを進めるとともに、要支援世帯等へ定期的な訪問を行い、相談支援体制の強化を図ります。

また、関係機関と連携しながら、虐待（児童、高齢者、障がい者）やDV（配偶者等）に関する知識の普及・啓発を図り、虐待の未然防止又は早期発見に努めます。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- つどいの場創出支援事業
- 各種事業の実施（介護者友愛訪問・在宅介護者支援等）
- 子育てサロン事業
- 生活困窮者生活サポート事業（改編）
- 地域子育て支援拠点事業（カンガルーひろば）
- いわき市屋内遊び場管理運営事業（いわきっずもりもり）
- 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）
- 成年後見（法人後見）事業
- 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業
- 介護保険（在宅サービス）事業

- 産前・産後ヘルパー派遣事業
- (仮称) ヤングケアラー等訪問支援事業(新規)

基本計画2-6 相談・支援機関のネットワーク強化

(1) 包括的な相談支援体制の整備

多様化する地域課題や困りごとの相談に対応するため、心配ごと相談や無料法律相談等を実施し、住民が抱えるあらゆる相談を受け、金銭問題や住宅問題等、複数の問題を有する場合は、相談支援機関との連携・協働により、課題解決に向けた支援を行います。

<主な事業>

- 福祉総合相談センター事業
- 子育てサロン事業
- 地域子育て支援拠点事業(カンガルーひろば)
- いわき市屋内遊び場管理運営事業(いわきっずもりもり)
- 生活困窮者生活サポート事業(改編)
- 生活・就労支援センター運営事業(生活困窮者自立支援事業)
- 重層的支援体制整備事業における多機関協働事業
- 日常生活自立支援事業(あんしんサポート)
- 成年後見(法人後見)事業
- 生活支援相談員等配置事業(改編)
- 生活資金貸付事業・生活福祉資金貸付事業
- 介護保険(在宅サービス)事業

基本計画2-7 避難行動要支援者支援制度の充実

(1) 避難行動要支援者支援制度の推進及び避難体制の整備

避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者に関する情報を共有し、日頃からの支え合いや災害時の迅速な避難誘導に繋げるよう、地域全体として災害発生に備えた避難行動計画の取りまとめや、自主防災会等を中心とした避難訓練の実施、災害・避難情報の確実な伝達方法を検討するなど、防災意識の醸成を進めます。

(2) 支え合い福祉マップ作成事業

避難行動要支援者や日常的に支援を要する方の所在地、避難所の場所、周辺の活用可能な社会資源、避難方法等を標記したマップ(地図)の作成を通して、避難行動要支援者の避難方法を検討するなど、地域住民が支え合い、支援する仕組みづくりを進めます。

(3) 福祉避難所の運営支援

一般の指定避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者を受け入れる福祉避難所に対して、市との協定に基づき、介護職員等の派遣をするなどその運営を支援します。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- 支え合い福祉マップ作成事業(新規)
- 緊急連絡カード(兼)救急医療情報キット配備事業

基本計画 2 - 8 防犯対策の充実

(1) 市民による自主的な防犯活動の推進

いわき市防犯まちづくり推進条例の「自らの安全は自らで守る」「地域の安全は地域で守る」との基本的認識に立ち、住民同士がお互いに見守り合う意識を高めるとともに、民生委員・児童委員、主任児童委員の協力のもと、ひとり暮らし高齢者や障がい者等を対象に、緊急連絡カード（兼）救急医療情報キットの配備を促進し、安心・安全に暮らすことができる地域づくりを進めます。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- 緊急連絡カード（兼）救急医療情報キット配備事業
- 支え合い福祉マップ作成事業（新規）

基本計画 2 - 9 交通移動手段や住まいの確保

(1) 生活支援の創出

生活支援や交通の移動手段、住まいの確保を必要とする低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等が安心して生活できるよう、相談支援機関との連携・協働により、課題解決に向けた支援を行います。

また、高齢者等が抱える不安や孤独、生活上の困りごとの解消を図り、行政区等や支所（平地区含む）を単位に、住民支え合い活動を展開し、支え合いサポーターによる「ゴミ出し」「電球交換」「草引き」「買物代行」等を実施し、引き続き、新たな生活支援ニーズや地域課題を把握したうえで、必要な生活支援サービスの充実を図ります。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- いわき市社会福祉法人連絡会議

基本計画 2 - 10 権利擁護・成年後見の充実

(1) 権利擁護支援体制の強化

福祉サービスの多くは利用者との契約に基づき提供されております。

認知症高齢者や、障がい者等が地域で安心して生活できるよう、それぞれの判断能力の程度や生活状況を踏まえたうえで、本人の意思決定を尊重し、より良い生活の実現に向けた支援に努めます。

(2) 成年後見制度の普及・啓発

判断能力が低下した場合に適切な制度利用へつながるよう、判断能力が十分なうちに成年後見制度を理解してもらうよう、パンフレットの配布等により、普及・啓発を図ります。

(3) 女性の権利擁護

女性が社会的又は家庭的に阻害される恐れのある問題や女性の持つ生活上の問題を発見した際には、早期に生活の援護、更正等が図られるよう、市女性相談員や家庭相談員、関係機関等と連携し、問題解決の支援に努めます。

(4) 子どもの権利擁護

子どもは、誕生した時から家族の大切な一員であると同時に、地域社会にとっても次世代を担うかけがえのない存在であります。

ひとりの人間としてその人権が尊重されるよう、子育てに関する不安や悩みを抱える世帯を発見した際には、子育てコンシェルジュや保健師、関係機関等と連携し、問題解決につなげます。

<主な事業>

- 福祉総合相談センター事業
- 生活・就労支援センター運営事業（生活困窮者自立支援事業）
- 重層的支援体制整備事業における多機関協働事業
- 生活困窮者生活サポート事業（改編）
- 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）
- 成年後見（法人後見）事業
- （仮称）ヤングケアラー等訪問支援事業（新規）

基本目標3 健康で自分らしい暮らしをつくるために

人生100年時代を迎えています。誰もが心身ともにすこやかで、生きがいを持ち、活躍の機会の創出が求められています。

自分らしい暮らしをつくるために、自らの健康づくりを進めるほか、病気になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように保健医療体制の充実に努めます。

また、誰もがいきいきと生活できるように、就労、文化、スポーツなど保健以外の様々な分野との協働による環境整備に努めます。

基本計画3-1 健康づくりの推進

(1) 健康づくり支援のための環境整備

健康づくりに対する意欲を高めるため、個人の健康についての意識啓発と、健康づくりに関する自主的な活動を行う個人・団体等が生涯にわたって心身ともに健康で過ごせるよう、活動を支援する取り組みを進めます。

(2) ライフステージに応じた健康づくり

高齢期における日常生活の自立や、社会生活機能を維持させるためには、子どもの頃からの食育やより良い生活習慣の定着、働く世代の健康意識の向上を図ることが重要であり、自主的な健康づくり活動への参加を促します。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- つどいの場創出支援事業
- 子育てサロン事業
- 各種事業の実施（地域健康増進活動・地域配食サービスボランティア等）
- 百歳賀寿の実施

基本計画3-2 保健医療体制の充実

(1) 医療介護の連携

令和7年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる超高齢化社会を迎えます。

継続的な医療と介護サービスを必要とする方が増加すると見込まれることから、誰もが住み慣れた地域で、最後まで自分らしく暮らし続けることができるよう、保健・医療機関との連携を強化し、最適な介護サービスの提供に努めることにより、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

<主な事業>

- 介護保険（在宅サービス）事業
- 障がい福祉サービス事業
- 身体障がい者訪問入浴サービス事業

基本計画 3 - 3 産業、教育など保健福祉以外の様々な分野との協働

(1) 保健・福祉以外の様々な分野との協働

地域における様々な福祉問題や生活課題に対応するため、福祉関係者はもとより、保健・医療、教育、企業等の他分野と連携・協働しながら、地域内で困りごとを抱えたまま孤立することのないよう早期発見解決を図ります。

また、災害が発生した際には、いわき青年会議所との防災協定に基づき、支援体制を迅速に整え、被災者・被災地域の支援に取り組みます。

(2) 社会参加しやすい環境づくり

地域や社会とのつながりを維持していくためには、「学ぶ」、「働く」、「趣味」、「地域貢献」等、様々な機会を通して、人々が交流していくことが必要であります。

誰でも気軽に地域活動や行事に参加できるきっかけづくりを通し、新たな地域福祉活動の実践者となれるよう、支え合いの仕組みづくりを進めます。

<主な事業>

- 住民支え合い事業
- 住民支え合い活動づくり事業
- つどいの場創出支援事業
- 各種事業の実施（青少年地域交流・福祉風土づくり等）
- いわき市総合社会福祉大会の開催
- 各種大会への参加
- ボランティア活動センター運営事業

社会福祉協議会の組織運営

地域福祉を推進する中核的な団体として「住み慣れた地域で共に生き、支え合い、誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまち いわき」を推進することを使命として、地域福祉への住民参加による活動を推進します。

(1) 組織体制

公共性の高い社会福祉法人として、透明で公平な事業に係る意思決定や事業運営を行います。

- 理事会・評議員会の開催
- 監査の実施
- 各種専門委員会の開催
- 地区幹事会・福祉推進会の開催
- 福祉推進委員等役員研修の実施

(2) 財源および財務運営

会費・寄付金・共同募金配分金・基金財源などの「民間財源」、補助金・委託費などの「公費財源」、介護報酬・社会福祉センター経営などの「事業収入財源」を財源として運営するとともに、効率的事業推進により安定的な財務運営に努めていきます。

- 会員会費の推進
- 共同募金運動の推進
- 歳末たすけあい運動の推進
- ボランティア基金の運営
- 補助・受託事業の実施
- 介護保険事業の実施
- いわき市社会福祉センターの管理・運営

(3) 職員体制および職員研修

事業を推進するうえで適切な職員体制をとるとともに、事務事業の実践能力や専門性の向上が、市民サービスの向上と組織の活性化に直結することから、職務を通じた研修やテーマごとの研修を実施します。また、全国社会福祉協議会や福島県社会福祉協議会等の様々な団体が実施する研修会や講習会へ職員を派遣するなど、計画性と継続性をもって職員の資質向上を図っていきます。

- 計画的な職員の採用
- 職員の資格取得の奨励
- 職場内研修の実施
- 職場外研修の実施